

## 一定以上所得者の負担割合の見直しについて

○介護保険の制度を今後も維持する目的で、平成27年8月より、65歳以上の介護サービス利用者（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある利用者は介護サービス費の2割を負担することが国により定められました。

○2割負担となる利用者の基準については、65歳以上で、合計所得金額<sup>※1</sup>が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上<sup>※2</sup>）。

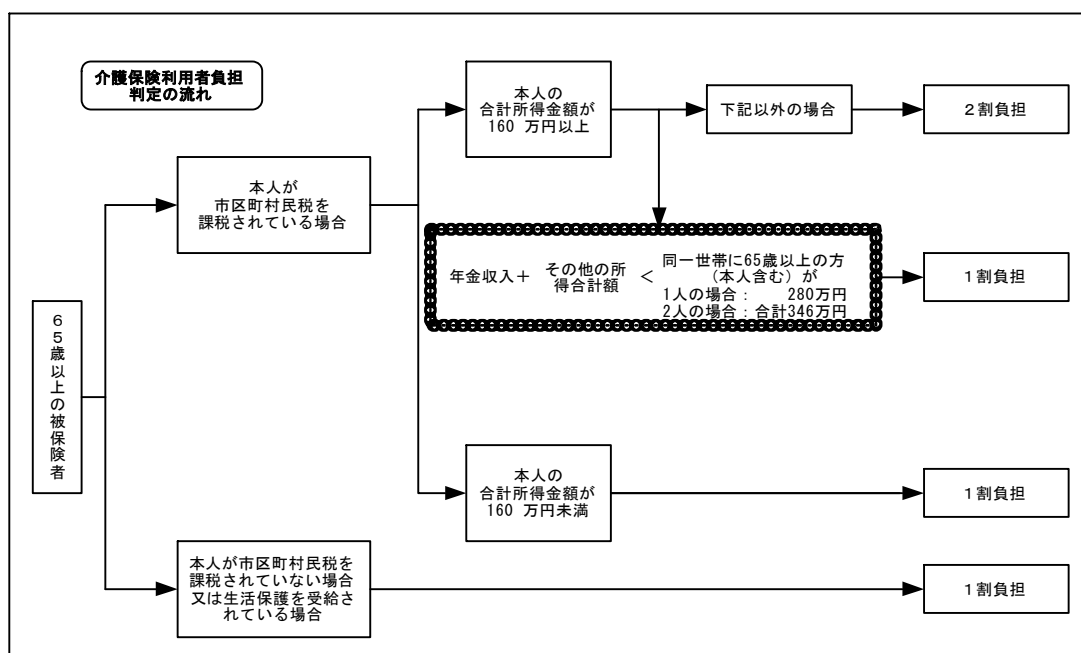
○ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや、65歳以上の方が2人以上いる世帯<sup>※3</sup>で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額<sup>※4</sup>」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※4 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



○月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されます。2割負担の該当者は、利用者負担が従来より高額となりますので、市区町村にて高額介護サービス費の支給申請手続きについてもご確認ください。

○要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。